

資 料

イギリス2006年会社法（6）

イギリス会社法制研究会
(代表者 川島 いづみ)

本間美奈子
中村信男

イギリス2006年会社法（6）

- 第1編 通則（第1条～第6条）、第2編 会社の設立（第7条～第16条）
- 第8編 会社の社員（第112条～第144条）
- 第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）（比較法学41卷2号）
- 第10編 会社の取締役 第1章～第4章（第154条～第226条）（比較法学41卷3号）
第5章～第9章（第227条～第259条）
- 第12編 会社秘書役（第270条～第280条）（比較法学42卷2号）
- 第11編 社員による代表訴訟（第260条～第269条）
- 第13編 決議および社員総会 第1章・第2章（第281条～第300条）
- 第14編 政治献金等の規制（第362条～第379条）（比較法学42卷3号）
- 第13編 決議および社員総会 第3章～第7章（第301条～第361条）
(比較法学43卷1号)
- 第16編 会計監査（第475条～第539条）（以上、本号）

第16編 会計監査（AUDIT）

〔解説〕

第16編には、会社の会計監査に関する規定が置かれている。規定形式の上では、従来1985年会社法第7編と第11編に分散していたものが、第16編に統一されたことになる。

第1章は、年次報告書の法定監査について規定する。会計監査が免除される会社を除き、会社は会計監査を受けなければならないが、会計監査を免除される会社は、従来、小会社（第477条～第479条）と休眠会社（第480条・第481条）であったが、これに公共部門の会計監査を受ける非営利企業（Non-profit-making companies subject to public sector audit）が新たに追加された（第482条・第483条）⁽¹⁾。

第2章は、会計監査役の選任について規定する。まず最初に、私会社の会計

(1) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 721.

監査役の選任について（第485条～第488条），次に，公開会社の会計監査役の選任について（第489条～第491条），最後に両者に適用される通則について（第492条～第494条）規定している。主要な変更点としては，まず第1に，私会社の会計監査役の選任時期について，従来は前年度の年次報告書が提出される株主総会の時とされていたが，2006年会社法では，前会計年度の年次計算書類および報告書の写しの配布から28日以内に通常決議の方法にて選任とした（第485条第2項）。これは私会社が，もはや年次株主総会の開催を強制されなくなったことに起因する。第2に，上述の時期に，私会社において会計監査役が選任されなかった場合に，現職の会計監査役がみなし再任されたとした（第487条第2項）。ただし，社員がこれを阻止する権利も併せ規定されている（第488条）。第3に，私会社および公開会社の両者についてであるが，国務大臣に，会計監査契約の条件についても開示を要求する規則の制定権限が付与された（第493条）⁽²⁾。

第3章は，会計監査役の役割，義務および権利等について規定する。会計監査役報告書の署名に関し，会計事務所が会計監査役である場合，上席法定会計監査役（senior statutory auditor）が署名する旨の規定（第503条・第504条）と，第507条の刑事罰が新設されている⁽³⁾。

なお，第1章と第3章の規定，および，第2章のうち第489条から第494条は，2008年4月6日より施行されており，第2章のうち第485条から第488条は，2007年10月1日より施行されている⁽⁴⁾。

〔条 文〕

第1章 計算書類の会計監査要件（Requirement for audited accounts）

会計監査を受けた計算書類の要求（Requirement for audited accounts）

第475条 会計監査を受けた計算書類の要求（Requirement for audited accounts）

（1）会社の毎会計年度の年次計算書類は，本編に従い，会計監査を受けなければならない。ただし，次の各号に掲げる場合は，この限りではない。

（a）会社が第477条（小会社）または第480条（休眠会社）により会計監査を免除

（2） Alan Steinfeld, Blackstone's Guide to the Companies Act 2006, (2007) , p. 120.

（3） Ibid. , pp. 121-122.

（4） BERR, Companies Act 2006 : Table of Commencement Dates.

されている場合、または、

(b) 会社が第482条（公共部門の会計監査を受ける非営利企業（non-profit-making companies subject to public sector audit））により、本編の要件を免除している場合。

(2) 会社は、貸借対照表に、会計監査の免除を受ける旨の取締役会による説明を含まない限り、いかなる会計監査の免除をも受けることができない。

(3) 会社は、貸借対照表に、次の各号に掲げる趣旨の取締役会による説明を含まない限り、本条第1項a号に掲げる規定による免除を受けることができない。

(a) 社員が会社に対し、第476条により、当該年度の計算書類の会計監査を受けるよう、要求を行わず、かつ、

(b) 取締役（会）（the directors）が、会計記録と計算書類の作成についての本法の規定を遵守する責任を確認している。

(4) 本条第2項・第3項にいう説明は、貸借対照表に、第414条により要求される署名の上に記載されなければならない。

第476条 社員の会計監査請求権 (Right of members to require audit)

(1) 第475条第1項a号に基づき会計監査の免除を受けることのできる会社の社員は、本条に基づく通知により会社に対し、ある会計年度の計算書類の会計監査を受けるよう請求することができる。

(2) 次の各号に掲げる者は通知をすることができる。

(a) 会社の発行済み株式資本の額面総額の10%以上を保有する社員、または、種類株式を発行している場合はその種類ごとに、当該発行済み種類株式資本の額面総額の10%以上を保有する社員、または、

(b) 会社が株式資本を保有していない場合は、会社の社員数の10%以上の社員

(3) 通知は、関係する年度に先立ってはできないが、遅くとも当該年度末より1ヶ月前までにしなければならない。

会計監査の免除： 小会社 (Exemption from audit: small companies)

第477条 小会社：会計監査の免除の条件 (Small companies: conditions for exemption from audit)

(1) ある会計年度について、以下の条件を満たす会社は、当該年度の計算書類の会計監査について、本法の要件を免除される。

(2) 第1項の条件は、次の各号に掲げる通りである。

(a) 会社が当該年度について、小会社の要件を満たすこと、かつ、

(b) 会社の当該年度の売上高（turnover）が、5,600,000ポンドを超えないこと、なおかつ、

(c) 会社の当該年度の貸借対照表上の総資産（balance sheet total）が2,800,000ポンドを超えないこと。

(3) 会社の会計年度が実際には1年でない期間については、売上高の上限はその期間に応じて調整する。

(4) 本条の適用については、次の各号による。

(a) 会社が小会社の要件を満たすか否かは、第382条第1項～第6項に従い決定し、かつ、

(b) 「貸借対照表上の総資産 (balance sheet total)」は、第382条と同義である⁽⁵⁾。

(5) 本条は、次に掲げる規定に従い、効力を有する。

第475条第2項・第3項（貸借対照表に含まれる説明に関する規定）

第476条（社員の会計監査請求権）

第478条（小会社の免除特例から除外される会社）

第479条（グループ企業の場合の小会社の免除特例利用の可能性）

第478条 小会社の免除特例から除外される会社 (Companies excluded from small companies exemption)

会社は、当該会計年度内において次の各号のいずれかに該当した場合、第477条（小会社）による免除を受けることができない。

(a) 公開会社

(b) 次の会社

(i) 認可保険会社、銀行、電子マネー発行者 (e-money issuer)⁽⁶⁾、ISD 投資業者 (ISD investment firm)⁽⁷⁾、譲渡可能証券集合投資スキーム運用会社 (UCITS management company)⁽⁸⁾、または、

(ii) 保険市場活動を行う会社、または、

(c) 1992年労働組合および労使関係（総括）法 (the Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992 (c. 52)) 第117条第1項に定める特別登録団体 (a special register body)、または、同法第122条に定める雇用関係、または、1992年労使関係（北アイルランド）令第4条 (Article 4 of the Industrial Relations (Northern Ireland) Order 1992 (S.I. 1992/807 (N.I.5)))。

第479条 グループ企業の場合の小会社の会計監査免除特例利用の可能性 (Availability of small companies exemption in case of group company)

(1) 会社は、ある会計年度において、グループ企業であった場合には、第477条（小会社）による会計監査の免除を受けることができない。ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。

(a) 次の第2項に規定する要件を満たす場合、または、

(b) 第3項が適用される場合。

(5) 第382条第5項「貸借対照表上の総資産 (balance sheet total) とは、会社の貸借対照表上に資産として表示される総額をいう。」

(6) 第539条参照。

(7) 同上。

(8) 同上。UCTIS とは、Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities の略語である。

- (2) 第1項 a 号の要件は、以下に掲げる通りである。
- (a) 当該グループが、
- (i) 当該会計年度において、小グループ (a small group) の要件を満たし、かつ、
- (ii) 当該年度を通じて、非適格グループ (ineligible group) ではなく、
- (b) 当該年度のグループ売上高の合計 (the group's aggregate turnover) が、純売上高5,600,000ポンド (または総売上高6,720,000ポンド) を超えず、
- (c) 当該年度のグループ貸借対照表上の資産の合計が、純資産2,800,000ポンド (または総資産3,360,000 ポンド) を超えない場合。
- (3) 会社は、グループ会社であった期間全体を通して、または、グループ会社であった会計年度を通して、従属かつ休眠企業であった場合には、第1項により除外されない。
- (4) 本条において、一方が他方の従属企業であるか、または、両者が他企業の従属企業である場合には、企業は関連しているとし、次に定めるところによる。
- (a) 「グループ会社 (group company)」とは、親会社 (a parent company)、または、従属企業 (subsidiary undertaking) をいう。
- (b) グループ会社に関して、「グループ (the group)」とは、当該グループ会社等と関連企業のすべてをいう。
- (5) 本条の適用については、次の各号による。
- (a) あるグループが、小グループとしての要件を満たすか否かは、第383条 (小会社の要件を満たす会社：親会社) に従い決定する。
- (b) 「非適格グループ (ineligible group)」とは、第384条第2項および第3項と同義である。
- (c) あるグループの総売上高および貸借対照表上の総資産は、第383条に従い決定する。
- (d) 「純益 (net)」および「総利益 (gross)」とは、第383条と同義である。
- (e) 会社は、総利益または純益の数額に基づいて所定の要件を満たすことができる。
- (6) 第5項の規定は、本条においては、グループ内のすべての法人が会社であるとして適用する。

会計監査の免除： 休眠会社 (Exemption from audit: dormant companies)

第480条 休眠会社：会計監査免除の条件 (Dormant Companies: conditions for exemption from audit)

- (1) 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ある会計年度の計算書類の監査について、本法の要件を免除される。
- (a) 設立以来、休眠会社である場合、または、
- (b) 前会計年度末以来、休眠会社であり、かつ、以下の条件を満たす場合。
- (2) 第1項の条件は、次の各号に掲げる通りである。

- (a) 会社が、当該会計年度の個別計算書類について、
 　(i) 小会社制度 (the small companies regime) (第381条から第384条参照) に従い、計算書類を作成できること、または、
 　(ii) 公開会社または非適格グループの一員でなかったならば、個別計算書類を作成できること。
 (b) 会社が当該年度のグループ計算書類作成を要求されないこと。
- (3) 本条は、次に掲げる規定に従い、効力を有する。
 第475条第2項・第3項（貸借対照表に含まれる説明に関する規定）
 第476条（社員の会計監査請求権）
 第481条（休眠会社の会計監査免除特例から除外される会社）
第481条 休眠会社の免除特例から除外される会社 (Companies excluded from dormant companies exemption)
 会社は、当該会計年度内において次の各号に該当した場合、第480条（休眠会社）による免除を受けることができない。
 (a) 認可保険会社、銀行、電子マネー発行者、ISD 投資業者 (ISD investment firm), 譲渡可能証券集団投資スキーム運用会社 (UCITS management company), または、
 (b) 保険市場活動を行う会社。

- 公共部門の会計監査を受ける企業** (Companies subject to public sector audit)
第482条 公共部門の会計監査を受ける非営利企業 (Non-profit-making companies subject to public sector audit)
- (1) ある年度において非営利であり、かつ、計算書類が次の要件を満たす会社には、計算書類の会計監査に関する本編の要件を適用しない。
- (a) 次の会計監査を受ける場合。
 　(i) 2000年政府財源および計算書類法 (the Government Resources and Accounts Act 2000 (c. 20)) 第25条第6項に基づく命令による、会計検査院長官 (the Comptroller and Auditor General) の会計監査、または、
 　(ii) 1998年ウェールズ政府法 (the Government of Wales Act 1998 (c. 38)) 第96条、または、第144条に基づく命令による、ウェールズ会計検査院長官 (the Auditor General for Wales) の会計監査、または、
- (b) 次の計算書類である場合。
 　(i) 2000年公的金融および会計責任 (スコットランド) 法 (the Public Finance and Auditor General for Scotland (asp 1)) 第21条 (計算書類の会計監査: スコットランド会計検査院長官 (audit of accounts: Auditor General for Scotland)) が適用される場合、または、
 　(ii) 本法第483条 (スコットランドの公共部門企業: スコットランド会計検査院長官による会計監査) に基づく命令により、スコットランド会計検査院長官による会計監査を受ける場合、または、

(c) 2003年会計監査および会計責任（北アイルランド）令 (the Audit and Accountability (Northern Ireland) Order 2003 (S.I. 2003/418 (N.I. 5))) 第5条第3項に基づく命令により、北アイルランド会計検査院長官 (the Comptroller and Auditor General for Northern Ireland) による会計監査を受ける場合。

(2) 会社が、親会社または従属企業である場合は、グループ企業のすべてが非営利 (non-profit-making) である場合にのみ、本条第1項を適用する。

(3) 本条にいう「非営利 (non-profit-making)」とは、ヨーロッパ共同体を設立する条約 (the Treaty establishing the European Community) 第48条と同義である。

(4) 本条は、第475条第2項 (同条に基づき会社が免除を受けたという説明を含む貸借対照表) に従い、効力を有する。

第483条 スコットランドの公共部門企業：スコットランド会計検査院長官による会計監査 (Scottish public sector companies: audit by Auditor General for Scotland)

(1) スコットランドの大臣は命令により、スコットランドに登記所 (registered office) のある会社の計算書類は、スコットランド会計検査院長官による会計監査を受けなければならないと規定することができる。

(2) 第1項に基づく命令は、スコットランドの大臣が、ある会社に関し、次のように判断した場合にのみ、行うことができる。

(a) (1998年スコットランド法 (the Scotland Act 1998 (c. 46)) の意味の範囲内で) 留保事項 (reserved matters) に関連しない、スコットランドの公的な性質の機能を行使している。

(b) 第3項 (a) 号または (b) 号に該当する計算書類を保有する団体から、完全または実質的な資金提供を受けている。

(3) 第2項 (b) 号にいう計算書類は、

(a) 2000年公的金融および会計責任（スコットランド）法 (the Public Finance and Accountability (Scotland) Act 2000 (asp 1)) 第21条 (計算書類の会計監査:スコットランド会計検査院長官) に関する計算書類、または、

(b) 本条に基づく命令により、スコットランド会計検査院長官による会計監査を受ける計算書類をいう。

(4) 第1項に基づく命令により、スコットランドの大臣が適切と判断する (法律を修正する規定を含む) 補充または間接規定 (supplementary or consequential provision) を定めることができる

(5) 第1項に基づく命令を含む規則 (the statutory instrument) の草案がスコットランド議会に提出されており、かつ、決議により承認されているのでなければ、その命令は行わない。

規則による修正権限 (General power of amendment by regulations)

第484条 規則による修正権限 (General Power of amendment by regulations)

(1) 国務大臣は、規定の追加・変更・無効により本章に適用されるまで、規則によ

り、本章または第539条（minor definitions）を修正することができる。

(2) 規則により、本法の他の規定または法令を、間接的に改正または廃止することができる。

(3) 本条に基づく規則により、規定を新設する場合、あるいは、現行規定より負担増となる場合には、採択決議手続（affirmative resolution procedure）に服する。

(4) 本条に基づくその他の規則については、不採択決議手続（negative resolution procedure）に服する。

第2章 会計監査役の選任 (APPOINTMENT OF AUDITORS)

私会社（Private companies）

第485条 私会社の会計監査役の選任：総則（Appointment of auditors of private company: general）

(1) 私会社の会計監査役は、会計年度毎に選任しなければならない。ただし、取締役（会）（the directors）が、会計監査済み計算書類を請求される見込みがないという理由に基づき、合理的にこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。

(2) 会計監査役を選任しなければならない会計年度毎に（会社の最初の会計年度を除く），選任は次の各号に掲げる期日より始まる28日の間に行われなければならない。

- (a) 会社の前会計年度の年次計算書類および報告書（annual accounts and reports）の写しを送付することを考慮した最終期日（第424条を参照）、または、
- (b) 第423条により、前年度の会社の年次計算書類および報告書の写しの送付期日が(a)号の期日より早い場合は、その期日。

これを「会計監査役選任期間（period for appointing auditors）」という。

(3) 取締役（会）（the directors）は、次の各号に掲げる場合に、会社の会計監査役を選任できる。

- (a) 会社の最初の会計監査役選任の期間以前であれば、何時でも、
 - (b) （会計監査を免除されていたため）会社が会計監査役を選任しなかった期間の後である場合、会社の次の会計監査役選任期間以前であれば、何時でも、または、
 - (c) 会計監査役の臨時の欠員を補充するため。
- (4) 社員は、次の各号に掲げる場合に、通常決議により会計監査役を選任できる。
- (a) 会計監査役選任期間の間、
 - (b) 会計監査役選任期間に、会社が会計監査役を選任しなければならなかつたにもかかわらず、選任しなかった場合、または、
 - (c) 第3項に基づき、取締役（会）（the directors）に会計監査役の選任権限があつたにもかかわらず、選任しなかった場合。
- (5) 私会社の会計監査役は、
- (a) 本条、または、
 - (b) 第486条（国務大臣の基本権限（default power of Secretary of State））

に従ってのみ、選任できる。

以上は、第487条に基づくみなし再任 (deemed re-appointment) を拘束するものではない。

第486条 私会社の会計監査役の選任：国務大臣の基本権限 (Appointment of auditors of private company: default power of Secretary of State)

(1) 私会社が、第485条に基づき会計監査役を選任しなかった場合は、国務大臣は欠員を補充するために、1名以上の会計監査役を選任できる。

(2) 第485条第2項が適用され、会計監査役の選任が必要であるにもかかわらず、会計監査役選任期間の末日までに会社が選任しなかった場合、会社は、その末日より1週間以内に国務大臣に対し、権限が行使可能になったことを通知しなければならない。

(3) 会社が本条に基づく通知を行わない場合には、以下の者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 任務解怠のある当該会社の一切の役員

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合には標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第487条 私会社の会計監査役の任期 (Term of office of auditors of private company)

(1) 私会社の会計監査役は、任用期間に従い、以下の規定により、その地位を有する。

- (a) 前会計監査役がその地位を失うまでは就任しない。
- (b) 再任されない限りは、次の会計監査役選任期間の満了に伴い、その地位を失う。

(2) 次の会計監査役選任期間の満了までに会計監査役が選任されない場合は、次の各号に該当する場合を除き、期間満了時の会計監査役が再任されたものとみなす。

- (a) 期間満了時の会計監査役が取締役（会）により選任された場合、または、
- (b) 当該会社の定款により現実の再任が要求されている場合、または、
- (c) 第488条に基づき、社員により再任が阻止される場合、または、
- (d) 社員がその者の再任を不可と決議している場合、または、
- (e) 取締役（会）が当該会計年度について会計監査役を選任しないと決議している場合。

(3) 以上は会計監査役の解任および辞任に関する本編の規定を拘束するものではない。

(4) 何らかの理由により会計監査役がその地位を失う場合に支払われる補償または損害の額を確定するにあたり、本条の規定に基づくみなし再任の機会を失ったことは考慮しない。

第488条 社員による会計監査役のみなし再任の阻止 (Prevention by members of deemed re-appointment of auditor)

- (1) 会社が、会計監査役の再任を不可とする決議について投票できるすべての社員の投票権の必要割合 (the requisite percentage) を代表する社員から、本条に基づき通知を受領した場合には、私会社の会計監査役は、第487条第2項に基づき再任されたものとはみなされない。
- (2) 第1項の「必要割合 (requisite percentage)」は 5 %であるが、会社定款によりこれより低い割合を定めた場合にはその割合。
- (3) 本条に基づく通知は、
- (a) 書面または電磁的方法により行うことができ、
 - (b) 通知を行う者により認証されなければならず、なおかつ、
 - (c) 当該みなし再任が発効する時点の直前の会計期間の末日までに、会社により受領されなければならない。

公開会社 (Public companies)

第489条 公開会社の会計監査役の選任：総則 (Appointment of auditors of public company: general)

- (1) 公開会社の会計監査役は、会計年度毎に選任しなければならない。ただし、取締役 (会) (the directors) が、会計監査済み計算書類を請求される見込みがないという理由に基づき、合理的にこれと異なる決定をした場合はこの限りではない。
- (2) 会計監査役を選任しなければならない会計年度毎に（会社の最初の会計年度を除く），選任は、前会計年度の会社の年次計算書類および報告書が提出される計算書類提出総会 (accounts meeting) の終了までに行われなければならない。
- (3) 取締役 (会) は、次の各号に掲げる場合に、会社の会計監査役を選任できる。
- (a) 会社の最初の計算書類提出総会前であれば、何時でも。
 - (b) (会計監査を免除されていたため) 会社が会計監査役を選任しなかった期間の後である場合、会社の次の計算書類提出総会前であれば、何時でも。
 - (c) 会計監査役の臨時の欠員を補充するため。
- (4) 社員は、次の各号に掲げる場合に、通常決議により会計監査役を選任できる。
- (a) 計算書類提出総会
 - (b) 会社が計算書類提出総会において会計監査役を選任しなければならなかつてもかかわらず、選任しなかった場合。
 - (c) 第3項に基づき、取締役 (会) に会計監査役の選任権限があったにもかかわらず、選任しなかった場合。
- (5) 公開会社の会計監査役は、
- (a) 本条、または、
 - (b) 第490条（国務大臣の基本権限）
- に従ってのみ、選任できる。

第490条 公開会社の会計監査役の選任： 国務大臣の基本権限 (Appointment of auditors of public company: default power of Secretary of State)

- (1) 公開会社が、第489条に基づき会計監査役を選任しなかった場合は、国務大臣は

欠員を補充するために、1名以上の会計監査役を選任できる。

(2) 第489条第2項が適用され、会計監査役の選任が必要であるにもかかわらず、計算書類提出総会の終了までに会社が選任しなかった場合、会社は、当該総会の終了より1週間以内に国務大臣に対し、権限が行使可能になったことを通知しなければならない。

(3) 会社が本条に基づく通知を行わない場合には、以下の者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 任務解怠のある当該会社の一切の役員

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合には標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第491条 公開会社の会計監査役の任期 (Term of office of auditors of private company)

(1) 公開会社の会計監査役は、以下の条件を満たす限りにおいて、契約条件に従い、その地位を有する。

- (a) 前会計監査役がその地位を失うまでは就任しない。
- (b) 再任されない限りは、次の計算書類提出総会の終結時に、その地位を失う。

(2) 以上は会計監査役の解任および辞任に関する本編の規定を拘束するものではない。

一般規定 (General provision)

第492条 会計監査役報酬の決定 (Fixing of auditor's remuneration)

(1) 会社の社員により選任された会計監査役の報酬については、社員による通常決議、または、通常決議で定めた方法により決定されなければならない。

(2) 会社の取締役（会）により選任された会計監査役の報酬については、取締役（会）により決定されなければならない。

(3) 国務大臣により選任された会計監査役の報酬については、国務大臣により決定されなければならない。

(4) 本条にいう「報酬」には、費用に対して支払われる額を含む。

(5) 本条は、金銭の支払いと同様、金銭によらない特典（benefits in kind）についても同様に適用される。

第493条 会計監査契約条件の開示 (Disclosure of terms of audit appointment)

(1) 国務大臣は規則により、会社の会計監査役の選任・報酬・職務遂行に関する条件の開示を求める規定を置くことができる。

本条の以下の規定は、国務大臣の権限を制約するものではない。

(2) 規則は以下に掲げるものを定めることができる。

(a) 次の開示の要求。

- (i) 文書で書かれた条件の写し、および、
- (ii) 文書で書かれていない条件を記載した覚書

(b) 規則に定められた時間・場所・方法による開示の要求。

(c) 開示の場所と方法を、次の各号に掲げる箇所に記載するよう求めることができる。

- (i) 会社の年次計算書類の注記（個別計算書類の場合）、または、規則に定められた方法（グループ計算書類の場合），
- (ii) 取締役報告書、または，
- (iii) 会社の年次計算書類に関する会計監査役報告書

(3) 本条の規定は、当初の契約条件と同様、第1項にいう変更後の条件にも適用される。

(4) 本条に基づく規則は、採択決議手続に服する。

第494条 会計監査役または関係者により提供されるサービスと関連報酬の開示 (Disclosure of services provided by auditor or associates and related remuneration)

(1) 国務大臣は規則により、次の各号の開示を求める規定を置くことができる。

- (a) 会社の会計監査役（会計監査役としての資格においてか否かにかかわらず）、または関係者により、会社に提供されたサービスの性質。
- (b) (a) 号のサービスについて、会社の会計監査役または関係者が受領または受領しうる報酬の総額

(2) 規則は、次の各号に定める事項を規定できる。

- (a) 規則に挙げられたサービスの種類と説明を参照して規定される、サービス（または、サービスの組み合わせ）の性質の開示
- (b) 規則に挙げられた種類と説明のサービスに関して受領または受領しうる報酬額の開示
- (c) 会社の会計監査役または関係者が受領または受領しうる、それぞれの額、または、それら全ての人々が受領または受領しうる総額の開示

(3) 規則は、

- (a) 「報酬」には費用に対し支払われた額が含まれると定めることができる。
- (b) 金銭の支払いと同様、金銭によらない特典についても適用され、特典の性質および評価額の開示を要求できる。
- (c) 会社に対して提供されるサービスと同様、会社の関係者に対して提供されるサービスにも適用される。
- (d) 会計監査役と会社に関する「関係者（associate）」の定義は、別々に定めることができる。

(4) 規則は、規則により要求される開示が、次の各号のいずれかの箇所で行われることを定めることができる

- (a) 会社の年次計算書類の注記（個別計算書類の場合）、または、規則に定められた方法（グループ計算書類の場合），
- (b) 取締役報告書、または，
- (c) 会社の年次計算書類に関する会計監査役報告書

(5) 規則により第4項 (a) 号または (b) 号の箇所に開示が行われる場合は、規則

により、会計監査役に対し、会社の取締役（会）に開示を可能にするために必要な情報を見提供するよう規定することができる。

(6) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

第3章 会計監査役の役割 (FUNCTIONS OF AUDITOR)

会計監査役報告書 (Auditor's report)

第495条 会社の年次計算書類に関する会計監査役報告書 (Auditor's report on company's annual accounts)

(1) 会社の会計監査役は、会社の全ての年次計算書類に関し、社員向けの報告書を作成しなければならず、その写しは、次の各号に定めるところにより、在職中に、

- (a) 私会社の場合は、第423条に基づき、社員に対して送付されるものとし、
- (b) 公開会社の場合は、第437条に基づき、株主総会に提出されるものとする。

(2) 会計監査役報告書には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 会計監査の対象となる年次計算書類を確認する序文と、作成にあたり適用された財務報告の枠組み、および
- (b) 会計監査の範囲の説明と、会計監査を実施するにあたり準拠する監査基準の確認

(3) 会計監査役報告書では、会計監査役の意見として、次の各号に掲げる事項について明確に説明しなければならない。

- (a) 年次計算書類が、真実かつ公正な概観を与えるか否か
 - (i) 個別貸借対照表の場合、当該会計年度の末日における会社の状況について、
 - (ii) 個別損益計算書の場合、当該会計年度の会社の損益について、
 - (iii) グループ計算書類の場合、会社の社員に関する範囲で、連結全体として含まれる企業の、当該会計年度末日における状況と当該会計年度の損益について、
- (b) 年次計算書類が、妥当な会計報告の枠組みに従い、適切に作成されているか否か、なおかつ、
- (c) 年次計算書類が、本法の規定（および、適用可能ならば、国際会計基準規則 (the IAS Regulations)）に従い、作成されているか否か。

本条において用いられる表現のうち、第15編の適用に関し規定されているものについては（第474条を参照）、第15編と同義である。

(4) 会計監査役報告書は、

- (a) 無限定意見付 (unqualified) または限定意見付 (qualified) でなければならず、かつ、
- (b) 報告書に限定意見を付すことなく会計監査役が指摘したい事項についての言及を含まなければならない。

第496条 取締役報告書に関する会計監査役報告書 (Auditor's report on directors' report)

会計監査役は、会社の年次計算書類に関する報告書の中で、会計監査役の意見として、計算書類が作成された会計年度についての取締役報告書で示されている情報が、年次計算書類と一致しているか否かについて、説明しなければならない。

第497条 取締役報酬報告書の監査対象部分に関する会計監査役報告書 (Auditor's report on auditable part of directors' remuneration report)

(1) 会社が上場会社である場合、会計監査役は、会計監査役報告書の中で、当該会計年度の会社の年次計算書類に関し、

(a) 取締役報酬報告書の監査対象部分に関し、会社の社員に報告しなければならず、かつ、

(b) 会計監査役の意見として、取締役報酬報告書の該当箇所が本法に従い適切に作成されているか否かについて、説明しなければならない。

(2) 本編の適用について、取締役報酬報告書の「監査対象部分 (the auditable part)」とは、第421条に基づく規則により、監査対象とされる部分をいう。

会計監査役の義務と権利 (Duties and rights of auditors)

第498条 会計監査役の義務 (Duties of auditor)

(1) 会社の会計監査役は、会計監査役報告書の作成にあたり、次の各号に掲げる事項に関し意見を形成するために必要な調査を行わなければならない。

(a) 適切な会計記録が会社に備え置かれているか否か、および、会計監査に適切な報告を、訪問していない営業所より受領しているか否か、および、

(b) 会社の個別計算書類が、会計記録および報告書と一致しているか否か、および、

(c) 上場会社の場合、会社の取締役報酬報告書の監査対象部分が、会計記録および報告書と一致しているか否か。

(2) 会計監査役が、次の各号に掲げる意見を有する場合、その旨を会計監査役報告書の中で説明しなければならない。

(a) 適切な会計記録が保存されていない、または、会計監査に適切な報告を、訪問していない営業所より受領していない、または、

(b) 会社の個別計算書類が、会計記録および報告書と一致していない、または、

(c) 上場会社の場合、会社の取締役報酬報告書の監査対象部分が、会計記録および報告書と一致していない。

(3) 会計監査役の知る限りで、会計監査目的に必要なすべての情報および説明入手できない場合には、その旨を会計監査役報告書の中で説明しなければならない。

(4) 次の各号に掲げる事項に該当する場合、会計監査役は、会計監査役報告書の中に、可能な限り、所定の事項を示した説明を含まなければならない。

(a) 年次計算書類の中で、第412条に基づく規則の規定（取締役報酬等の開示：報酬、年金、および、地位喪失補償）が遵守されていない場合、または、

- (b) 上場会社の場合、取締役報酬報告書の中で、その監査対象部分を構成する情報に関し、第421条に基づく規則の規定が遵守されていない場合。
- (5) 会社の取締役（会）が、小会社制度に従って年次報告書を作成しているが、会計監査役の意見としては、当該会社にその資格がない場合に、会計監査役は、会計監査報告書の中でその旨を説明しなければならない。

第499条 会計監査役の情報に対する一般的権利 (Auditor's general right to information)

- (1) 会社の会計監査役は、
- (a) 何時でも、(保存の形態を問わず)、会社の帳簿、計算書類、および、証票を入手する権利を有し、
 - (b) 第2項に掲げる者に対し、会計監査役がその義務を遂行するために必要と考える情報または説明を提供するよう、要求することができる。
- (2) 前項(b)号にいう者とは、次の各号の通りである。
- (a) 会社の役員または従業員、
 - (b) 会社の帳簿、計算書類、あるいは、証票の保管者または責任者、
 - (c) 会社の従属企業のうち、イギリスで設立された法人、
 - (d) (c)号の企業の役員または従業員、(c)号の企業の帳簿、計算書類、あるいは、証票の保管者または責任者
 - (e) 会計監査役が要求する情報または説明が関連する時点において、(a)号から(d)号に該当する者
- (3) 本条に基づく要求により、ある者が行った説明は、第501条に基づく違反に対する手続の場合を除き、刑事手続において、その者に不利な証拠として用いられることはない。
- (4) 法律訴訟において法律専門家秘匿特権 (legal professional privilege) (スコットランドでは通信の秘密 (confidentiality of communications)) の主張がなされる情報について、本条に基づきある者が開示義務を負うことはない。

第500条 会計監査役の海外従属企業からの情報に対する権利 (Auditor's right to information from overseas subsidiaries)

- (1) 親会社が、イギリスで設立された法人ではない従属企業を保有している場合、親会社の会計監査役は、その企業に対し、その職務の遂行のために通常 (reasonably) 要求しうる情報または説明を、以下に掲げる者より入手することを要求できる。
- (2) 前項にいう者とは、次の各号の通りである。
- (a) 当該従属企業、
 - (b) 当該従属企業の役員、従業員、または、会計監査役、
 - (c) 会社の帳簿、計算書類、あるいは、証票の保管者または責任者、
 - (d) 会計監査役が要求する情報または説明が関連する時点において、(b)または(c)に該当する者
- (3) 第1項および第2項の要求があった場合、当該親会社は、関係当事者からの情

報または説明を入手するために通常取りうるあらゆる手段を講じなければならない。

(4) 本条に基づく要求により、ある者が行った説明は、第501条に基づく違反に対する手続の場合を除き、刑事手続において、その者に不利な証拠として用いられることはない。

(5) 法律訴訟において法律専門家秘匿特権(legal professional privilege)（スコットランドでは通信の秘密(confidentiality of communications)）の主張がなされうる情報について、本条に基づきある者が開示義務を負うことはない。

第501条 会計監査役の情報に対する権利：犯罪 (Auditor's rights to information: offences)

(1) 何人も、会社の会計監査役に対し、故意または未必の故意により (knowingly or recklessly)、（口頭または書面で）次の各号に掲げる内容の陳述をした者は、有罪となる。

(a) 第499条に基づき、会計監査役が請求または請求する権限のある情報または説明を伝え、または、伝えようとし、かつ、

(b) 当該情報または説明が、重要事項につき、誤解を招くものであるか、虚偽であるか、または、詐欺的であること

(2) 本条第1項に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、2年以下の懲役もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、

(i) イングランドおよびウェールズでは、12ヶ月以下の懲役もしくは法定最高額以下の罰金（またはその併科）、

(ii) スコットランドまたは北アイルランドでは、6ヶ月以下の懲役もしくは法定最高額以下の罰金

(3) 第499条に基づく規定を遅滞なく遵守しない者は、有罪となる。ただし、要求された情報および説明を提供することが通常その者にとって実行可能でない場合は、この限りではない。

(4) 親会社が第500条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者は有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務を懈怠した会社のすべての役員

(5) 第3項または第4項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールにおけるレベル3を超えない罰金に処せられる。

(6) 本条は、会計監査役が第499条または第500条に基づく権利を行使するために差止命令（スコットランドにおいては、禁止命令または特定履行命令）を申し立てる権利に、影響を及ぼすものではない。

第502条 決議および総会に関する会計監査役の権利 (Auditor's rights in relation to resolutions and meetings)

(1) 私会社により同意を求めて提出された書面決議案に関し、会社の会計監査役は本法第13編第2章の規定により、会社の社員への提供を要求される、決議に関するす

べての通信を受領する権限を持つ。

(2) 会社の会計監査役は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (a) 会社の社員が受領する権限を有する株主総会のすべての通知、および、株主総会に関し、その他与えられた情報を受け取ること
- (b) 会社の株主総会に出席すること
- (c) 会計監査役として関与する総会における任務として、会計監査役が出席する株主総会において聴聞を受けること

(3) 会計監査役が会計事務所である場合、株主総会への出席権、または、株主総会で聴聞を受ける権利は、会計事務所により書面にて、株主総会で代表として行動するよう授権された個人により行使される。

会計監査役報告書の署名 (Signature of auditor's report)

第503条 会計監査役報告書の署名 (Signature of auditor's report)

(1) 会計監査役報告書には、会計監査役の氏名、署名および日付が記載されなければならない。

(2) 会計監査役が個人である場合には、報告書は当該個人により署名されなければならない。

(3) 会計監査役が会計事務所である場合には、当該会計監査役のために、報告書には上席法定会計監査役 (the senior statutory auditor) により、その者自身の氏名を署名しなければならない。

第504条 上席法定会計監査役 (Senior statutory auditor)

(1) 上席法定会計監査役とは、次に掲げる各号に従い実施する会計監査に関し、会計事務所により上席法定会計監査役として指定された個人をいう。

- (a) 正規委員会発行の基準、または、
- (b) 適用可能な基準が発行されていない場合には、次の各号に掲げる者により発行された、適切なガイダンス
 - (i) 国務大臣、または、
 - (ii) 国務大臣の命令によって選任された団体

(2) 上席法定会計監査役として指定される者は、当該会社の会計監査役として選任されるのに適格でなければならない (本法第42編第2章参照)。

(3) 上席法定会計監査役は、上席法定会計監査役として指名または指定されたことのみによって、または、会計監査役報告書に署名したことのみで、民事責任に問われるのではない。

(4) 第1項 (b) 号 (ii) にいう団体を任命する命令は、不採択決議手続きに服する。

第505条 公表される会計監査役報告書に記載すべき氏名 (Names to be stated in published copies of auditor's report)

(1) 会社により、または、会社のため公表される会計監査役報告書にはすべて、
(a) 会計監査役の氏名および (会計監査役が会計事務所である場合は) 会計監査役報告書に上席法定会計監査役として署名した者の氏名を記載しなければなら

す、また、

(b) 第506条の要件（氏名表記を省略できる場合）を満たす場合には、第506条に従い、決議が可決され国務大臣に通知されたことを記載しなければならない。

(2) 本条の適用に関し、ある会社が会計監査役報告書を出版、発行、または配布、さもなければ、国民一般またはその他の人々に読まれるような方法で公的閲覧が可能であるならば、会社は会計監査役報告書を公表したと看做される。

(3) 会計監査役報告書が、本条により要求される記載なしに発行されたときは、次の各号に掲げる者は有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務を懈怠した会社のすべての役員

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールにおけるレベル 3 を超えない罰金に処せられる。

第506条 氏名表記を省略できる場合 (Circumstances in which names may be omitted)

(1) 会計監査役が会計事務所であり、第 2 項に掲げる条件を満たす場合には、会計監査役の氏名および会計監査役報告書に上席法定会計監査役として署名する者の氏名は、次の各号に掲げる書類から省略できる。

(a) 公表された会計監査役報告書、および、

(b) 第15編第10章（年次計算書類および報告書の提出（filing of accounts and reports））に基づき登記官に提出された会計監査役報告書

(2) 前項にいう条件は次の通りである。

(a) 氏名の記載により、会計監査役または上席法定会計監査役、あるいはその他の者が暴力または脅迫に晒されるかもしれない深刻な危険が生じるであろうと合理的な理由に基づき会社が判断した場合、氏名を記載しないと決定したこと、かつ、

(b) 会社は国務大臣に対し、前項の決定につき、次の各号に掲げる事項を記した通知をしていること。

(i) 会社の名称と登録番号、

(ii) 当該報告書が関連している会社の会計年度、および、

(iii) 会計監査役の氏名および（会計監査役が会計事務所である場合には）当該報告書に上席法定会計監査役として署名した者の氏名

会計監査役報告書に関する犯罪 (Offences in connection with auditor's report)

第507条 会計監査役報告書に関する犯罪 (Offences in connection with auditor's report)

(1) 故意または未必の故意により、第495条に基づく報告書（会社の年次計算書類に関する会計監査役報告書）に、重要事項につき、重大な誤り、虚偽または詐欺が含まれる結果を招いた者には、本条が適用され有罪となる。

(2) 故意または未必の故意により、報告書に次の各号に掲げる事項を省略する結果

を招いた者には、本条が適用され有罪となる。

(a) 第498条第2項(b)号（会社の計算書類が会計監査役および報告書と一致しない旨の記載）

(b) 第498条第3項（必要な情報および説明が得られなかった旨の記載）

(c) 第498条第5項（取締役（会）がグループ計算書類作成義務を不当に免除した旨の記載）

(3) 本条は次の各号に掲げる者に適用される。

(a) 会計監査役が個人である場合、会社の会計監査役として選任される資格のある当該個人および被用者またはそのエージェント

(b) 会計監査役が会計事務所である場合、会社の会計監査役として選任される資格のある取締役、社員、従業員または会計事務所の従業員

(4) 本条に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金、

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高額以下の罰金

第508条 規制機関および訴追機関のためのガイダンス：イングランド・ウェールズおよび北アイルランド (Guidance for regulatory and prosecuting authorities : England, Wales and Northern Ireland)

(1) 国務大臣は、関連の規制機関および訴追機関が、次の各号に掲げる場合にどのように職務を遂行すべきかに関するガイダンスを発行できる。

(a) 第507条違反の罪（会計監査役報告書に関する罪）を伴うと思われる場合

(b) 次に掲げる体制に従い、調査が行われ、または、行われる可能性がある場合

(i) 附則第10条第15項（会計監査役および監督団体に対する調査の申立て）に基づく体制

(ii) 附則第10条第24項に示す種類の体制（公益事例の懲戒目的の独立した調査）

(2) 国務大臣はかようなガイダンスを発行する前に法務総裁の同意を得なければならない。

(3) 本条において、「関連の規制機関および訴追機関」は、次の各号に掲げるものを行う。

(a) 本法第42編にいう監督団体

(b) 2004年会社法第16条第1項に基づき権限を与えた団体（会計基準に関連する団体）

(c) 重大不正監視局長官

(d) 公訴局長官または北アイルランド公訴局長官

(e) 国務大臣

(4) 本条はスコットランドには適用されない。

第509条 規制機関のためのガイダンス：スコットランド (Guidance for regulatory authorities: Scotland)

(1) 法務総裁は、関連の規制機関が、次の各号に掲げる場合にどのように職務を遂行すべきかに関するガイダンスを発行できる。

- (a) 第507条違反の罪（会計監査役報告書に関する罪）を伴うと思われる場合
- (b) 次に掲げる体制に従い、調査が行われ、または、行われる可能性がある場合
 - (i) 附則第10条第15項（会計監査役および監督団体に対する調査の申立て）に基づく体制
 - (ii) 附則第10条第24項に示す種類の体制（公益事例の懲戒目的の独立した調査）
- (2) 法務総裁はかようなガイダンスを発行する前に法務総裁の同意を得なければならない。
- (3) 本条において、「関連の規制機関」は、次の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 本法第42編にいう監督団体
 - (b) 2004年会社法第16条第1項に基づき権限を与えた団体（会計基準に関連する団体）
 - (c) 国務大臣
- (4) 本条はスコットランドにのみ適用される。

〔本間美奈子〕

〔解 説〕（第4章ないし第7章）

2006年会社法第16編の第4章は、会計監査役の終任の事由・方法にかかる規律を定めており、1985年会社法第388条および第391条ないし第394条Aによる規律に対して、私会社の書面決議に係る改正を踏まえて若干の変更を行うものである。また、2006年会社法では、会計監査役が退任する際の要件を修正しているほか、会計監査役の終任理由説明書の作成および当該説明書の写しの株主および関連規制機関への送付が要求される場合を拡大している⁽¹⁾。いずれも、会計監査役の独立性の確保を主眼とするものであろう。

第5章は、上場会社（quoted company）の株主が会計監査役の職務に係る懸念を当該会社のウェブサイト上で公開するよう請求することができる権利を新たに導入するものである⁽²⁾。

第6章は、会計監査役の会社に対する責任の限定契約に関して規定を設け、まず会計監査役の会社に対する任務懈怠責任を定款または契約をもって制限する旨を定めても、当該条項は原則として無効であるとした上で、第534条以下の規定に従うものである限り、責任限定契約による責任限定を例外的に許容する⁽³⁾。もっとも、この契約は会計監査役の責任の全額免除まで認めるも

(1) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para.774.

(2) DTI, ibid, para.808.

のではなく、「公正かつ合理的な額」を最低責任限度額とし、それを超える部分の責任を免除する効果のみを有するものとされている。具体的な最低責任限度額は、会社法により委任される規則で定められることになるが、従来、会計監査役の任務懈怠責任が無限責任であり重きに過ぎるとの批判があつた⁽⁴⁾だけに、責任内容の合理化を実現するものとして注目に値しよう。

なお、第4章ないし第7章の規定（第510～第539条）は、2008年4月6日より施行されている⁽⁵⁾。

〔条 文〕

第4章 会計監査役の解任、辞任等 (REMOVAL, RESIGNATION, ETC OF AUDITORS)

会計監査役の解任 (Removal of auditor)

第510条 会計監査役の解任決議 (Resolution removing auditor from office)

- (1) 会社の社員は、何時でも会計監査役を解任することができる。
- (2) 前項の権限は、次の各号に掲げる方法によってのみこれを行使することができる。
 - (a) 社員総会の普通決議により、且つ、
 - (b) 第511条（会計監査役解任決議に係る特別通知）に従うこと
- (3) 本条は、解任される者から、次の各号に掲げるいずれかの地位の終任に関して当該者に対して支払われるべき地位喪失の補償 (compensation) または損害賠償を受ける権利を奪うものとしてこれを解釈してはならない。
 - (a) 当該者の会計監査役としての地位 (appointment), または、
 - (b) 会計監査役としての地位と共に終了する一切の地位
- (4) 会計監査役は、本条に基づく決議による場合を除き、任期 (term of office) の満了前にこれを解任することができない。

第511条 会計監査役の解任決議につき必要な特別通知 (Special notice required for resolution removing auditor from office)

-
- (3) DTI, ibid, paras.816,818,820.
 - (4) The Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance (December 1992), paras. 5.31-5.35.
 - (5) BERR, Companies Act 2006-Table of Commencement Dates. なお、the Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform は2009年6月にthe Department for Innovation, Universities and Skills と統合し、The Department for Business, Innovation and Skills へと改組された。http://www.bis.gov.uk/bis-announcement 参照。

(1) 特別通知 (special notice) は、会社の総会における会計監査役の解任決議につきこれを必要とする。

(2) 会社は、前項の解任議案に係る通知を受領したときは、当該通知の写しを、解任の対象として提案されている会計監査役に送付 (send) しなければならない。

(3) 解任が提案されている会計監査役は、当該議案に関連して、書面をもって会社に対し（合理的な長さを超えない）意見表明 (representations) を行うことができ、当該会社の社員に対しその内容を通知するよう請求することができる。

(4) 会社は、次の各号に定める措置を講じなければならない。但し、前項の意見表明を会社が受領したのが当該措置を講ずるには遅きに過ぎるときは、この限りでない。

(a) 当該会社の社員に対して発せられる会計監査役解任議案に係る一切の通知において、前項の意見表明が行われた事実を明示すること、および、

(b) 会計監査役解任議案を目的とする総会の通知の送付を受けるまたは送付を受けたすべての社員に対し、前項の意見表明書の写しを送付すること

(5) 会社が第3項の意見表明書を受領した時が遅きに過ぎたために、または、当該会社の過失のために、当該意見表明書の写しが前項の要求するところに従って送付されないときは、当該会計監査役は、当該意見表明書が総会において読み上げられるよう請求することができる。このことは、会計監査役が口頭で意見表明を行う権利 (right to heard orally) を害するものではない。

(6) 第3項の意見表明書は、会社または不服申立てをするその他の者の申立てにより、裁判所が、当該会計監査役が名誉毀損を目的とする、必要のない公示を実現するために本条の規定を利用しようとするものであると認めるときは、その写しを送付することを要せず、これを総会で読み上げることも要しない。裁判所は、当該申立てがあるときは、会計監査役が当該申立ての当事者ではないにもかかわらず、会社の費用 (スコットランドにおいては経費 (expenses)) の全部または一部を当該会計監査役が支払うよう命じることができる。

第512条 会計監査役解任決議の登記官への通知 (Notice to registrar of resolution removing auditor from office)

(1) 第510条に基づく決議（会計監査役解任決議）が成立したときは、会社は、その事実を14日以内に登記官 (registrar) に通知しなければならない。

(2) 会社が本条によって要求される通知を行わないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(3) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第513条 解任された会計監査役の権利 (Rights of auditor who has been removed

from office)

- (1) 第510条に基づく決議によって解任された会計監査役は、解任にもかかわらず、次の各号に掲げる当該会社の社員総会に関連して、第502条第2項によって付与される権利を有する。
- (a) 解任決議が行われなければ当該会計監査役の任期が満了していたであろう社員総会
- (b) 当該会計監査役の解任により生ずる欠員 (vacancy) を補充する旨の議案が提案される社員総会
- (2) 前項に掲げる場合においては、第502条第2項における会計監査役に関する事項とは、これを、会計監査役を解任された者の元会計監査役としての事項をいうものと読み替えるものとする。

後任会計監査役の選任懈怠 (Failure to re-appoint auditor)

第514条 後任会計監査役の選任懈怠：書面決議につき必要とされる特別手続 (Failure to re-appoint auditor: special procedure required for written resolution)

- (1) 本条は、会計監査役の選任のための期間の満了時点において自己の会計監査役としての任期が満了しているかまたは満了することになる者（退任会計監査役 (out-going auditor)）に代えてある者を会計監査役として選任することになるであろう効果を有する決議が、私会社の書面決議として提案される場合に、これを適用する。
- (2) 次項以下の規定は、次の各号に定めるいづれかの場合にこれを適用する。
- (a) 会計監査役を選任するための期間が、当該退任会計監査役が退任した時から満了していない場合、または、
- (b) 前号の期間が満了したため、一人または複数の会計監査役が選任されるべきであったにもかかわらず、現実には選任されなかった場合
- (3) 会社は、後任として選任しようとする候補者および退任会計監査役に対し、後任会計監査役選任議案の写し (copy) を送付しなければならない。
- (4) 退任会計監査役は、前項の通知を受領した後14日以内は、当該議案に関連して、書面をもって会社に対し（合理的な長さを超えない）意見表明を行うことができ、これを当該会社の社員に対し回布することを請求することができる。
- (5) 会社は、前項の意見表明書を、第291条（取締役によって提案される議案）または第293条（社員によって提案される議案）に従って発せられる議案の写しと一緒に回布しなければならない。
- (6) 第5項が適用される場合は、次の各号に定めるところによる。
- (a) 第293条第3項に基づき認められている議案の写しの配布期間は、21日ではなく28日であり、且つ、
- (b) 第293条第5項および第6項（罰則）の規定は、同条の遵守懈怠に対するのと同様、前項の遵守懈怠に対する関係において適用される。
- (7) 第4項の意見表明書の写しは、会社または不服申立てをする他の者の申立てにより、裁判所が、当該会計監査役が名誉毀損を目的とする、必要のない公示を実

現するために本条の規定を利用しようとするものであると認めるときは、その写しを送付することを要せず、これを総会で読み上げることも要しない。裁判所は、当該申立てがあるときは、会計監査役が当該申立ての当事者ではないにもかかわらず、会社の費用（スコットランドにおいては経費（expenses））の全部または一部を当該会計監査役が支払うよう命じることができる。

（8）本条のいずれかの要件が遵守されないとときは、第1項の決議は効力を生じない。

第515条 後任会計監査役の選任懈怠：株主総会での決議につき必要とされる特別通知（Failure to re-appoint auditor: special notice required for resolution at general meeting）

（1）本条は、次の各号に掲げる時点において自己の会計監査役としての任期が満了しているかまたは満了することになる者（退任会計監査役（outgoing auditor））に代えてある者を会計監査役として選任することになるであろう効果を有する社員総会での決議に、これを適用する。

- （a）私会社の場合は、会計監査役選任のための期間の満了時点、
- （b）公開会社の場合は、次の年次計算書類等提出総会（accounts meeting）⁽⁶⁾の終了時点

（2）特別通知は、次の各号に掲げる場合に、前項の決議につきこれを必要とする。

- （a）私会社の場合は、（i）会計監査役を選任するための期間が、当該退任会計監査役が退任した時から満了していない場合、もしくは、（ii）当該期間が満了したため、一人または複数の会計監査役が選任されるべきであったにもかかわらず、現実には選任されなかった場合

- （b）公開会社の場合は、（i）当該退任会計監査役が退任した時から年次計算書類等提出総会が開催されていない場合、もしくは、（ii）一人または複数の会計監査役が選任されるべきであった年次計算書類等提出総会が開催されたにもかかわらず、現実には会計監査役が選任されなかった場合

（3）後任会計監査役選任議案に係る通知を受領したときは、会社は、遅滞なく（forthwith）、後任として選任しようとする候補者および退任会計監査役に対し、当該通知の写しを送付しなければならない。

（4）退任会計監査役は、前項の議案に関連して、書面をもって会社に対し（合理的な長さを超えない）意見表明を行うことができ、これを当該会社の社員に対し通知するよう請求することができる。

（5）会社は、次の各号に定める措置を講じなければならない。但し、前項の意見表明を会社が受領したのが当該措置を講ずるには過ぎるときは、この限りでない。

- （a）当該会社の社員に対して発せられる後任会計監査役選任議案に係る一切の通知において、前項の意見表明が行われた事実を明示すること、および、
- （b）後任会計監査役選任議案を目的とする総会の通知の送付を受けるまたは送付

（6）年次計算書類等提出総会は、第437条第3項で定義されている。

を受けたすべての社員に対し、前項の意見表明書の写しを送付すること

(6) 会社が第4項の意見表明書を受領した時が遅きに過ぎたために、または、当該会社の過失のために、当該意見表明書の写しが前項の要求するところに従って送付されないときは、当該退任会計監査役は、当該意見表明書が総会において読み上げられるよう請求することができる。このことは、退任会計監査役が口頭で意見表明を行う権利 (right to heard orally) を害するものではない。

(7) 第4項の意見表明書の写しは、会社または不服申立てをする他の者の申立てにより、裁判所が、当該会計監査役が名誉毀損を目的とする、必要のない公示を実現するために本条の規定を利用しようとするものであると認めるときは、その写しを送付することを要せず、これを総会で読み上げることも要しない。裁判所は、当該申立てがあるときは、会計監査役が当該申立ての当事者ではないにもかかわらず、会社の費用（スコットランドにおいては経費（expenses））の全部または一部を当該会計監査役が支払うよう命じることができる。

会計監査役の辞任 (Resignation of auditor)

第516条 会計監査役の辞任 (Resignation of auditor)

(1) 会社の会計監査役は、会社の登記営業所に辞任する旨の通告書 (notice in writing) を提出することによって、辞任することができる。

(2) 前項の通告は、第519条によって要求される理由説明書 (statement) を伴うものでなければ、その効力を有しない。

(3) 有効な辞任通告は、当該通告が提出される日または当該通告において明示することができる提出日より遅い日のいずれかの日付を効力発生日として当該会計監査役の任期を終了させる効果を有する。

第517条 会計監査役の辞任に係る登記官への通知 (Notice to registrar of resignation of auditor)

(1) 会計監査役が辞任したときは、会社は、辞任通告の提出後14日以内に会社の登記官に対し、当該通告の写しを送付しなければならない。

(2) 本条の遵守につき懈怠がある場合は、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員

(3) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金。違反が継続する場合は、法定最高限度額の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

第518条 辞任会計監査役の権利 (Rights of resigning auditor)

(1) 本条は、会計監査役の辞任通告が、当該会計監査役の辞任に関連する事情の説明書（第519条参照）を伴う場合に、これを適用する。

(2) 辞任会計監査役は、辞任通告とともに、会計監査役が当該会社の社員総会に提

出することを望む、当該会計監査役の辞任に関連する事情の説明を受け、それを検討することを目的として当該会社の社員総会を遅滞なく、且つ、正式に (duly) 招集するよう当該会社の取締役 (the directors) に対して請求する、署名のある要求書面 (signed requisition) を提出することができる。

(3) 辞任会計監査役は、会社に対し、当該会社がその社員に対して次の各号に掲げる総会の前までに、当該会計監査役の辞任に関連する事情の（合理的な長さを超えない）説明書 (statement in writing) を回布するよう請求することができる。

- (a) 会計監査役の辞任に基づき招集される前項の社員総会の前まで、または、
- (b) 会計監査役が辞任しなければ当該会計監査役の任期が満了していたであろう社員総会、もしくは、当該会計監査役の辞任により生ずる欠員 (vacancy) の補充が提案される社員総会の前まで

(4) 会社は、次の各号に定める措置を講じなければならない。但し、前項の説明書を会社が受領したのが当該措置を講ずるには遅きに過ぎるときは、この限りでない。

- (a) 当該会社の社員に対して発せられる前項各号の社員総会に係る通知において、前項の辞任に関連する事情の説明が行われた事実を明示すること、および、
- (b) 前項各号の社員総会に係る通知の送付を受けるまたは送付を受けたすべての社員に対し、前項の説明書の写しを送付すること

(5) 取締役 (the directors) は、本条に基づく要求書面の提出の日から21日以内に、第2項の社員総会の招集通知が発せられた日から28日以内の日を会日とする社員総会を正式に招集する手続きを開始しなければならない。

(6) 第5項の遵守につき懈怠がある場合は、社員総会が招集されることを確保するためのすべての合理的な措置を講じなかったすべての取締役が有罪となる。

(7) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

(8) 会社が第2項の説明書を受領した時が遅きに過ぎたために、または、当該会社の過失のために、当該説明書の写しが第4項の要求するところに従って送付されないときは、当該会計監査役は、当該説明書が総会において読み上げられるよう請求することができる。このことは、会計監査役が口頭で説明を行う権利 (right to heard orally) を害するものではない。

(9) 第2項の説明書は、会社または不服申立てをするその他の者の申立てにより、裁判所が、当該会計監査役が名誉毀損を目的とする、必要なない公示を実現するため本条の規定を利用しようとすると認めるとときは、その写しを送付することを要せず、これを総会で読み上げることも要しない。裁判所は、当該申立てがあるときは、会計監査役が当該申立ての当事者ではないにもかかわらず、会社の費用 (スコットランドにおいては経費 (expenses)) の全部または一部を当該会計監査役が支払うよう命じることができる。

(10) 辞任した会計監査役は、辞任にもかかわらず、第3項(a)号または(b)号に定める当該会社の社員総会の通知に関して、第502条第2項により付与される権利を有す

る。この場合に、第502条において会計監査役として会計監査役に関連する事項とは、これを元会計監査役として会計監査役に関連する事項と読み替えるものとする。

終任に関する会計監査役の説明 (Statement by auditor on ceasing to hold office)

第519条 会計監査役による説明の会社への提出 (Statement by auditor to be deposited with company)

(1) 非上場会社 (unquoted company) の会計監査役がいかなる理由であれ終任する場合は、当該会計監査役は、その終任に関連する事情の説明書 (statement) を当該会社の登記営業所に提出しなければならない。但し、当該会計監査役が、自己の終任に関連して、当該会社の社員または債権者に知ってもらう必要がある事情はないと考えるときは、この限りでない。

(2) 会計監査役が、自己の終任に関連して、当該会社の社員または債権者に知ってもらう必要がある事情はないと考えるときは、当該会計監査役は、その旨の説明書を会社の登記営業所に提出しなければならない。

(3) 上場会社 (quoted company) の会計監査役がいかなる理由であれ終任する場合は、当該会計監査役は、その終任に関連する事情の説明書を当該会社の登記営業所に提出しなければならない。

(4) 本条により要求される説明書は、次の各号に掲げる方法でこれを提出しなければならない。

(a) 辞任の場合には、辞任通告書とともに提出する方法

(b) 後任会計監査役の選任を行おうとしない場合は、次に会計監査役を選任するための猶予期間 (the time allowed for next appointing an auditor) の終期より14日以上前に提出する方法

(c) 前2号以外の場合は、当該会計監査役の終任の日を始期とする14日の期間の内に提出する方法

(5) 会計監査役を終任した者が、本条を遵守しないときは、有罪となる。

(6) 前項の有罪判決を求める訴訟手続きにおいて、被告人 (the person charged) が、前項の罪を犯すことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じ、且つ、すべての合理的注意 (due diligence) を尽くしたことを見証することは、抗弁となる。

(7) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

第520条 会計監査役の説明書に係る会社の義務 (Company's duties in relation to statement)

(1) 本条は、第519条に基づき提出された説明書が、会計監査役の終任に関連する事情を説明するものである場合に、これを適用する。

(2) 会社は、前項の説明書の提出から14日以内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(a) 第423条に基づいて計算書類の写しの送付を受ける権利を有するすべての者に

対し、当該説明書の写しを送付すること、または、

(b) 裁判所に対して申立てを行うこと

(3) 会社が裁判所に対して申立てを行ったときは、会社は当該申立てについて会計監査役に通知しなければならない。

(4) 裁判所が、会計監査役が名誉毀損を目的とする、必要のない公示を実現するため第519条の規定を利用しようとするものであると認めるときは、次の各号に定める措置を講ずる。会社は、裁判所の決定から14日以内に、第2項(a)号に掲げる者に対し、裁判所の命令の効果を説明した書面を送付しなければならない。

(a) 裁判所は、第519条の説明書はこれを送付することを要しない旨の命令を発するものとする。

(b) 裁判所は、前号のほか、申立てに基づいて、当該会計監査役が当該申立ての当事者ではないにもかかわらず、会社の費用（スコットランドにおいては経費(expenses)）の全部または一部を当該会計監査役が支払うよう命じることができる。

(5) 前項の命令が発せられないときは、会社は、第519条の会計監査役の説明書の写しを、第2項(a)号に掲げる者に対し、裁判所の決定または訴訟手続きの取下げ(discontinuance of the proceedings)から14日以内に送付しなければならない。

(6) 本条の遵守につき懈怠がある場合は、任務懈怠のある当該会社のすべての役員が有罪となる。

(7) 前項の有罪判決を求める訴訟手続きにおいて、被告人(the person charged)が、前項の罪を犯すことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じ、且つ、すべての合理的注意(due diligence)を尽くしたことの証明することは、抗弁となる。

(8) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

第521条 会計監査役の説明書の写しの登記官への送付 (Copy of statement to be sent to registrar)

(1) 会計監査役が第519条に基づき説明書を提出した日を始期とする21日以内に、当該会計監査役が、第520条に基づく裁判所に対する申立ての通知を受領しないときは、当該会計監査役は、続く7日以内に当該説明書の写しを登記官に送付しなければならない。

(2) 裁判所に対する申立てが第520条に基づいて行われ、その後、会計監査役が、同条第5項に基づき通知を受けたときは、当該会計監査役は、当該通知の受領後7日以内に第519条の説明書の写しを登記官に送付しなければならない。

(3) 本条第1項または第2項の遵守を怠った会計監査役は、有罪とする。

(4) 前項の有罪判決を求める訴訟手続きにおいて、被告人(the person charged)が、前項の罪を犯すことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じ、且つ、すべての合理的注意(due diligence)を尽くしたことの証明することは、抗弁となる。

(5) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

第522条 関連会計監査管轄機関に対する会計監査役の通知義務 (Duty of auditor to notify appropriate audit authority)

(1) 次の各号に掲げる場合には、終任した会計監査役は、関連会計監査管轄機関に對して通知をしなければならない。

- (a) 主要会計監査 (major audit) の場合は、会計監査役が理由の如何を問わず終任したとき、または、
 - (b) 主要会計監査でない監査の場合、会計監査役が任期満了前に終任したとき
- (2) 前項の通知は、次の各号に定めるものでなければならない。
- (a) 関連会計監査管轄機関に対し、会計監査役が終任した旨を知らせるものであること、および、
 - (b) 第519条に従って会計監査役が会社の登記営業所に提出した説明書の写しが添付されていること
- (3) 第519条に基づき提出された説明書が、会計監査役が自己の終任に関連して、当該会社の社員または債権者に知つてもらう必要がある事情はないと考えるという趣旨のものであるときでも、前2項の通知は、当該会計監査役の終任理由の説明書を添付したものでなければならない。
- (4) 会計監査役は、次の各号に定めるところに従い本条を遵守しなければならない。
- (a) 主要監査の場合は、会計監査役が第519条に従って会社の登記営業所に説明書を提出するのと同時に
 - (b) 主要会計監査でない監査の場合は ((a)号に掲げる時以後で) 関連会計監査管轄機関が要求する時に
- (5) 会計監査役を終任した者が、本条を遵守しないときは、有罪となる。
- (6) 前項に掲げる者が法人 (firm) であるときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。
- (a) 当該法人、および、
 - (b) 任務懈怠のある当該法人の一切の役員
- (7) 前2項の有罪判決を求める訴訟手続きにおいて、被告人 (the person charged) が、前項の罪を犯すことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じ、且つ、すべての合理的注意 (due diligence) を尽くしたことと証明することは、抗弁となる。
- (8) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

第523条 関連会計監査管轄機関に対する会社の通知義務 (Duty of company to notify appropriate audit authority)

(1) 会計監査役がその任期満了前に終任したときは、会社は関連会計監査管轄機関に對し通知をしなければならない。

(2) 前項の通知は、次の各号に定めるものでなければならない。

- (a) 関連会計監査管轄機関に対し、会計監査役が終任した旨を知らせるものであること、および、
- (b) (i) 会計監査役の終任理由に係る会社による説明書、または、(ii) 第519条に従って会計監査役が会社の登記営業所に提出した説明書の写しが、当該会社の株主または債権者に知らせる必要がある会計監査役の終任に関する事情についての説明を含むものであるときは、当該事情説明の写しを添付するものであること
- (3) 会社は、会計監査役の説明書が第519条に基づいて会社の登記営業所に提出された日の後14日以内に、本条に基づいて通知を行わなければならない。
- (4) 会社が本条の遵守を怠ったときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。
 - (a) 当該会社、および、
 - (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員
- (5) 前項の有罪判決を求める訴訟手続きにおいて、被告人 (the person charged) が、前項の罪を犯すことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じ、且つ、すべての合理的注意 (due diligence) を尽くしたことと証明することは、抗弁となる。
- (6) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。
 - (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

第524条 企業会計管轄機関に対し提供されるべき情報 (Information to be given to accounting authorities)

- (1) 関連会計監査管轄機関が第522条または第523条に基づいて会計監査役の終任に関する通知を受けたときの措置は、次の各号に定めるところによる。
 - (a) 関連会計監査管轄機関は、企業会計管轄機関 (accounting authorities) に対して通知をしなければならない。また、
 - (b) 関連会計監査管轄機関は、適当と思量するときは、前号の企業会計管轄機関に対し、第522条または第523条に基づく通知に添付される一つまたは複数の説明書の写しを交付することができる。
- (2) 本条の企業会計管轄機関は、次の各号に定めるものとする。
 - (a) 国務大臣 (the Secretary of State)、および、
 - (b) 第456条 (瑕疵ある計算書類 (defective accounts) の是正：裁判所への申立権者) の目的に関して前号の国務大臣から授権を受けた者
- (3) 前項の企業会計管轄機関のいずれかが同時に関連会計監査管轄機関でもあるときは、当該機関は、その他の企業会計管轄機関に関して本条を遵守すれば足りる。
- (4) 裁判所が、第520条第4項に基づいて、第519条の説明書の写しを会社が送付することを要しない旨の命令を発したときは、第460条および第461条 (追加開示の制限) は、第459条 (書類等を請求する権限) に基づいて得られた情報をこれを適用する場合と同様に、企業会計管轄機関に対し送付される当該説明書の写しに関してこれを適用する。

第525条 「関連会計監査管轄機関」および「主要監査」の意味 (Meaning of “appropriate audit authority” and “major audit”)

(1) 第522条、第523条および第524条において、「関連会計監査管轄機関」の意味は次の各号に定めるところによる。本項にいう「監督団体」(supervisory body)とは、第42編（制定法上の会計監査役）（第1217条参照）におけると同様の意味を有する。

(a) 主要監査の場合には、(i) 国務大臣、または、(ii) 国務大臣が第1252条に基づく権限を、当該通知の受領を含む職務を有する団体に委譲しているときは、当該団体、

(b) 主要監査でない監査の場合は、関連監督団体 (relevant supervisory body)

(2) 第522条および本条において、「主要監査」とは、次の各号に掲げる者に関連して行われる制定法上の監査 (statutory audit) を意味する。

(a) 発行する証券のいずれかが、上場 (official list) (2000年金融サービス・市場法第6編の定義に該当するもの) を認められている会社

(b) その者の財務状態 (financial condition) に対して重大な公衆の関心 (major public interest) が存在するその他の者

(3) 会計監査が第2項(b)号における主要監査であるかどうかを決するときは、第1項に掲げる機関のいずれかが発表しているガイダンス (guidance) に留意するものとする。

補 則 (Supplementary)

第526条 偶発的な欠員の効果 (Effect of casual vacancies)

会計監査役が何らかの理由により終任したときは、留任会計監査役または継続会計監査役 (surviving or continuing auditor) が継続して職務を行うことができる。

第5章 上場会社：年次計算書類等提出総会において

会計監査上の懸念をとり上げさせる社員の権利

(Quoted Companies: Right of Members To Raise Audit Concerns At Accounts Meeting)

第527条 会計監査上の懸念のウェブサイト上の公開を請求する社員の権利 (Members' power to require website publication of audit concerns)

(1) 上場会社 (quoted company) の株主は、会社に対し、次の各号に定めるものに関連し、株主が当該会社の次の年次計算書類等提出総会でとり上げることを提案する事項を記載した説明をウェブサイト上において公開するよう請求することができる。

(a) 次の年次計算書類等提出総会に提出されることになる当該会社の計算書類に係る監査 (会計監査役監査報告 (auditor's report) および会計監査の概要 (conduct of the audit) を含む)、または、

(b) 前年次計算書類等提出総会以後、終任している当該会社の会計監査役に関連する一切の事情

(2) 会社は、前項の趣旨の請求を次の各号に定める者から受領したときは、直ちに、

前項の説明をウェブサイト上において公開することを要する。第153条（株式を他の者のために保有する場合の権利行使）も参照せよ。

- (a) 関連議決権 (relevant right to vote)（当該会社が金庫株として保有する一切の株式に付随する議決権を除く）を有するすべての株主の議決権の総数の 5 % 以上に相当する数の議決権を有する株主、または、
- (b) 関連議決権を有し、かつ、株主一人当たりの平均払込済額が100ポンド以上である株式を保有する100名以上の株主
- (3) 第 2 項において、「関連議決権 (relevant right to vote)」とは、年次計算書類等提出総会において行使する議決権を意味する。
- (4) 第 1 項に定める請求は、次の各号に定めるところによる。
 - (a) 当該請求は、これを書面または電磁的方法により当該会社に対して送ることができる。
 - (b) 当該請求は、それが関係する説明を明示しなければならない。
 - (c) 当該請求は、請求者がこれを確認しなければならない。
 - (d) 当該請求は、当該請求が関係する総会の日の 1 週間前までに会社がこれを受領しなければならない。
- (5) 上場会社は、当該会社または不服申立てをするその他の者の申立てにより、裁判所が、当該会計監査役が名誉毀損を目的とする、必要のない公示を実現するために本条の規定を利用しようとするものであると認めるときは、本条に基づいて説明をウェブサイト上に置くことを要しない。
- (6) 裁判所は、ウェブサイト上における説明の公開を請求した株主に対し、前項の申立てがあるときは、当該株主が当該申立ての当事者ではないにもかかわらず、会社の費用（スコットランドにおいては経費（expenses））の全部または一部を支払うよう命じることができる。

第528条 ウェブサイト上の情報提供に関する要件 (Requirements as to website availability)

- (1) 次項以下の規定は、第527条（株主の請求する会計監査上の懸念に係る説明のウェブサイト上における公開）の目的に関してこれを適用する。
- (2) 本条にいう情報は、次の各号に定める要件を満たすウェブサイト上においてこれを縦覧に供しなければならない。
 - (a) 当該ウェブサイトが当該会社によってまたは当該会社のために維持されているものであること、かつ、
 - (b) 当該ウェブサイトが当該会社を特定するものであること
- (3) 前項のウェブサイト上の情報の取得 (access) および当該ウェブサイト上からの当該情報のハードコピーの入手可能性は、一定手数料の支払を条件とするものであってはならず、その他の方法で制限されているものであってもならない。
- (4) 第527条にいう説明 (statement) は、次の各号に定めるものとする。
 - (a) 当該説明は、当該説明をウェブサイト上において公開することを要する会社の 3 営業日の間これを縦覧に供しなければならない。かつ、

(b) 当該説明は、当該説明が関係する総会の終結時までこれを縦覧に供しなければならない。

(5) 第4項(b)号に定める期間を通じて情報をウェブサイト上において縦覧に供することを解意したときでも、これを、次の各号に掲げる要件を満たす場合には問題としない。

(a) 当該情報が当該期間の一部においてウェブサイト上で縦覧に供されていること、かつ、

(b) 当該解意が、専ら、当該会社において防止または回避するものと期待することが合理的でないと考えられる事情に起因すること

第529条 ウェブサイト上の公開：会社の付隨的義務 (Website publication: company's supplementary duties)

(1) 上場会社は、年次計算書類等提出総会につき発する通知において、次の各号に掲げる事項につき注意を喚起しなければならない。

(a) 第527条に基づく株主の請求に従って同条の説明がウェブサイト上で公開されている可能性があること

(b) 本条次項以下の規定の効果

(2) 会社は、ウェブサイト上の公開を請求した株主に対し、第527条または第528条（ウェブサイト上の公開に係る要件）の遵守にあたり会社が要する費用を支払うよう請求することができない。

(3) 会社が第527条に基づき同条の説明のウェブサイト上の公開を請求されたときは、当該会社は、当該説明を、当該会社が当該説明をウェブサイト上で縦覧に供する時までに当該会社の会計監査役に提供しなければならない。

(4) 年次計算書類等提出総会で取り扱われる議事は、当該会社が第527条に基づいてウェブサイト上の開示を請求された一切の説明を含む

第530条 ウェブサイト上の公開：罰則 (Website publication: offences)

(1) 次の各号に掲げる規定の遵守を怠ったときは、任務懈怠のある当該会社の一切の役員が有罪となる。

(a) 第528条（ウェブサイト上の公開に係る要件）

(b) 第529条（ウェブサイト上の公開請求に係る会社の付隨義務）

(2) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

第531条 上場会社の意義 (Meaning of "quoted company")

(1) 本章の目的に関連して、会社は、当該会社が、次の年次計算書類等提出総会において提出されることになる計算書類が関係する会計年度 (financial year) に関して、第385条（第15編の目的に係る上場会社および非上場会社）に従う上場会社（quoted company）であるときは、これを上場会社とする。

(2) 第385条第4項ないし第6項の規定は、第15編の諸規定に対するのと同様、本章の規定にこれを適用する。

第 6 章 会計監査役の責任 (Auditors' Liability)

会計監査役の責任を免除する条項の無効 (Voidness of provisions protecting auditors from liability)

第532条 会計監査役の責任を免除する条項の無効 (Voidness of provisions protecting auditors from liability)

- (1) 本条は、次の各号に定める条項 (provision) にこれを適用する。
 - (a) 会社の会計監査役から (程度の如何を問わず), 当該条項がなければ、当該会計監査役に計算書類の会計監査の過程において当該会社に対する関係で生ずる過失 (negligence), 任務解怠 (default), 義務違反または信託違反に関連して生ずる一切の責任につき、これを免除する条項
 - (b) 会社が直接的または間接的に (程度の如何を問わず), 当該会社または関連会社 (associated company) の会計監査役に対し、当該会計監査役に計算書類の会計監査の過程において当該会社に対する関係で生ずる過失 (negligence), 任務解怠 (default), 義務違反または信託違反に関連して生ずる一切の責任について補償 (indemnity) を与えることになる条項
- (2) 前項に掲げる一切の条項はこれを無効とする。但し、次の各号に掲げる規定によって許容されるときは、この限りでない。
 - (a) 第533条 (被告として防禦に成功した訴訟手続き (successfully defending proceedings) の費用の補償)
 - (b) 第534条ないし第536条 (責任限定契約)
- (3) 本条は、第 1 項に掲げる条項が会社の定款 (articles of association) に規定されているか、会社との契約その他に含まれているかを問わず、これを当該条項に適用する。
- (4) 本条の目的に関連して、2つの会社が関連会社の関係にあるとされるのは、ある会社が他の会社の従属会社 (subsidiary) である場合、または、両社が同一の法人の子会社である場合である。

訴訟手続きの防禦費用の補償 (Indemnity for costs of defending proceedings)

第533条 被告として防禦に成功した訴訟手続きの費用の補償 (Indemnity for costs of successfully defending proceedings)⁽⁷⁾

第532条 (会計監査役の責任を免除する条項の原則無効) は、会計監査役が次の各号に定めるところに従って負担する一切の責任 (liability) を会社が補償することを

(7) 本条は、1985年会社法第310条第3項で認められていた会計監査役を被保険者とする責任保険契約を会社が締結することを認めない内容となっていることに、注意が必要である。Hannigan and Prentice: The Companies Act of 2006-A Commentary, (2007), para.5.51(p.124).

妨げない。

- (a) 当該会計監査役にとって有利な判決が行われるか、または、当該会計監査役の責任が否定された訴訟手続き（民事裁判と刑事裁判とを問わない）における防禦に関して負担する責任
- (b) 第1157条（誠実かつ合理的な職務遂行（honest and reasonable conduct）の場合に救済を与えることができる裁判所の権限）に基づいて行われる、当該会計監査役に対して裁判所から与えられる救済の申立てに関連して負担する責任

責任限定契約（Liability limitation agreements）

第534条 責任限定契約（Liability limitation agreements）

(1) 「責任限定契約」とは、会社に対して当該会社の会計監査役が計算書類の会計監査の過程において当該会社に対する関係で生ずる過失（negligence）、任務懈怠（default）、義務違反または信託違反に関する責任となる責任であって、当該会計監査役が当該会社に対する関係で有責とされるものの額を限定することを目的とする合意をいう。

(2) 第532条（会計監査役の責任を免除する条項の原則無効）は、次の各号に定める要件を満たす責任限定契約の効力を妨げない。

- (a) 第535条（責任限定契約の条項）および同条に基づく一切の規則を遵守するものであること、かつ、
 - (b) 当該会社の社員によって承認されていること（第536条参照）
- (3) 前2項の合意は、次の各号に定めるところによる。
- (a) 当該合意は、第537条の定める範囲において効力を有し、かつ、
 - (b) 当該合意は、(i) イングランドおよびウェールズまたは北アイルランドでは1977年不当契約条項法(c.50)第2条第2項または第3条第2項(a)号の適用を受けず、(ii) スコットランドでは同法第16条第1項(b)号または第17条第1項(a)号の適用を受けない。

第535条 責任限定契約の条項（Terms of liability limitation agreements）

(1) 責任限定契約は、次の各号に定めるものとする。

- (a) 責任限定契約は、2年以上の会計年度に係る計算書類の監査の過程で生ずる作為または不作為（acts or omissions）に関してこれを適用してはならない。また、

(b) 責任限定契約は、当該契約が関係する会計年度を明示しなければならない。

(2) 国務大臣は、規則（regulations）をもって次の各号に定める措置を行うことができる。本条における「一定の」の意義は、規則においてこれを定める。

- (a) 責任限定契約が一定の条項（specified provisions）または一定の内容の条項（provisions of specified description）を含むことを要求すること
- (b) 責任限定契約が一定の条項または一定の内容の条項を含むことを禁止すること

(3) 第2項によって付与される権限の包括性（generality）を害することなく、第

2 項の権限は、競争阻害効果（adverse effects on competition）を防止するためにこれを行ふことができる。

(4) 本条の前 3 項に従うことを条件として、責任限定契約をどのように設計するかはこれを問題としない（immaterial）。特に、会計監査役の責任額の限定については、責任限定契約で金額または方法を明示することを要しない。

(5) 本条に基づく規則（regulations）は、不採択決議手続（negative resolution procedure）に服する。

第536条 会社の社員による責任限定契約の承認（Authorisation of agreement by members of the company）

(1) 責任限定契約は、当該責任限定契約が本条に基づいて承認され、かつ、当該承認が撤回されていないときに、承認されたこととなる。

(2) 私会社とその会計監査役との間の責任限定契約は、次の各号に定める方法によりこれを承認することができる。

(a) 当該契約が締結される前に、承認（approval）要件を排除する決議を当該会社において行う方法；

(b) 当該契約が締結される前に、当該契約の主要条項（principal terms）を承認する決議を当該会社において行う方法、または、

(c) 当該契約が締結された後に、当該契約を承認する決議を当該会社において行う方法；

(3) 公開会社とその会計監査役との間の責任限定契約は、次の各号に定める方法によりこれを承認することができる。

(a) 当該契約が締結される前に、当該契約の主要条項（principal terms）を承認する決議を当該会社において行う方法、または、

(b) 当該契約が締結された後に、当該契約を承認する決議を当該会社において行う方法；

(4) 責任限定契約の「主要条項」とは、次の各号に掲げる事項を明示する条項または当該事項の決定に関連する条項をいう。

(a) 責任限定の対象とされる行為または不作為の種類；

(b) 当該契約が関係する会計年度、または、

(c) 会計監査役の最低責任限度（the limit to which the auditor's liability is subject）；

(5) 本条に基づく承認は、会社において次の各号に掲げる時に、その旨の普通決議を行うことによってこれを撤回することができる。（b)号は、責任限定契約におけるいかなる条項にかかわらず効力を有する。

(a) 当該会社が責任限定契約を締結する前であるときは、何時でも、または、

(b) 当該会社がすでに責任限定契約を締結しているときは、当該契約が関係する会計年度の始期の前まで；

第537条 責任限定契約の効果（Effect of liability limitation agreements）

(1) 責任限定契約は、次の各号に掲げる事項を特に考慮し当該事案の諸般の事情に

照らし公平かつ合理的な額よりも少ない額に会計監査役の責任を限定するものとして効力を有しない。

- (a) 本編に基づく当該会計監査役の責任 (responsibilities),
 - (b) 当該会計監査役の当該会社に対する契約上の義務の性質および目的, および,
 - (c) 当該会計監査役に期待される専門家としての水準 (professional standards)
- (2) 第1項に定める額よりも少ない額に会計監査役の責任を限定することを目的とする責任限定契約は, 当該契約が当該額まで責任を限定するものとして効力を有するものとする。
- (3) 当該事案の諸般の事情に照らし何が公平かつ合理的であるかを決するにあたり, 次の各号に掲げる事項はこれを考慮に入れない。
- (a) 問題となった損失または損害が発生した後に生ずる事項
 - (b) 前号の損失または損害に関して責めを負うべき第三者から損害の賠償を得ることができる可能性に影響を及ぼす事項 (発生時期は問わない)

第538条 会社による責任限定契約の開示 (Disclosure of agreement by company)

- (1) 責任限定契約を締結した会社は, 当該契約に関連して, 国務大臣が規則により求める開示を行わなければならない。
- (2) 前項の規則は, 特に, 当該規則により要求される開示はこれを次の各号に定めるところに従い行うものとする旨を定めることができる。
- (a) 当該会社の年次計算書類の注記 (note) (当該会社の個別計算書類の場合)
または当該規則において定める方法 (グループ計算書類の場合), または,
 - (b) 取締役報告書において
- (3) 本条に基づく規則 (regulations) は, 不採択決議手続に服する。

第7章 補則規定 (Supplementary Provisions)

第539条 本編限りの定義 (Minor definitions)

本編において,

「電子マネー発行者」(e-money issuer) とは, 2000年金融サービス・市場法第4編に基づき, 2001年2000年金融サービス・市場法 (規制事業) 命令 (S.I.2001/544) 第9条Bの定義に含まれる電子マネー発行事業 (activity of issuing electronic money) を業として行う認可 (permission) を得た者を意味する。

「ISD 投資業者」(ISD investment firm) とは, 2000年金融サービス・市場法に基づき金融サービス機構 (Financial Services Authority) が作成したハンドブック (the Handbook) の一部を構成する用語集 (the Glossary) により与えられる意味を有する。

「限定意見付」(qualified) とは, 会計監査役監査報告書 (または会計監査役監査報告書に含まれる説明) に関する, 計算書類が本法に従って適正に作成されている旨, または本法に従って計算書類を作成することを要しない企業の場合は当該企業につき計算書類の作成義務を定める関連法令 (corresponding legislation) に従って適

正に作成されている旨の会計監査役の無限定意見（unqualified opinion）を含まない報告書または説明を意味する。

「売上高」（turnover）とは、当該会社に対する関係で、当該会社の通常の事業活動に属する財およびサービスの提供から生ずる金額から、次の各号に定める項目を控除した額を意味する。

- (a) 商業割引（trade discount），
- (b) 付加価値税， および，
- (c) 当該金額に基づくその他の税金

「UCITS 投資運用会社」（UCITS management company）は、2000年金融サービス・市場法に基づき金融サービス機構（Financial Services Authority）が作成したハンドブック（the Handbook）の一部を構成する用語集（the Glossary）により与えられる意味を有する。

〔中村信男〕

〔付記〕本稿は、平成19年度～平成21年度科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」（課題番号19530081）の研究成果の一部である。